

令和7年度 さいたま市立和土小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

本校の学校教育目標は、「未来に向かって力強く生きる ひとみ輝く 和土っ子の育成」である。この目標の具現化に向けて、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、教育活動を行っている。

いじめに関しては、「心と生活のアンケート」「学校独自アンケート（スマイルアンケート）」をとってみると、友人関係で悩みをもつ児童がみられる。このことを踏まえ、学校いじめ防止対策委員会を中心として、組織的にいじめの未然防止、早期発見に努めている。

児童においては、児童会で決めたスローガンのもと、各学級で考え、いじめのない学校づくりを目指している。

保護者との教育相談や、学校運営協議会、民生児童委員連絡協議会等を通し、学校職員、児童、保護者、地域が連携して、いじめが起きない、いじめを許さない、いじめを見逃さない学校づくりを目指している。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

本校では、いじめの問題の未然防止や早期発見のために、「和土小スマイルプロジェクト」を実施している。これは、児童の心身の状態を正確に把握するための「和土小スマイルアンケート」、計画的個人面談のための「和土小スマイルタイム」、学習や生活の指導事項を定めた「和土小スマイルステップス」で構成されている。月1回のスマイルアンケートやスマイルタイムの個人面談で把握したいじめに係る情報は、速やかに学校いじめ防止対策委員会に報告し、組織的な対応につなげるようにしている。

また、毎月の生徒指導・教育相談委員会では、生徒指導方針や配慮を要する児童の共通理解・共通行動の確認をし、ケース会議では、個々の児童への支援の在り方を検討して保護者との連携にもつなげている。民生児童委員連絡協議会では、地域における児童の実態把握と支援活動の検討を行っている。

以上のような取組を行い、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応できる体制づくりを行っている。

さらに、学校内だけでなく、関係・専門機関とも連携を図り、児童が抱える問題の解決に取り組んでいる。

これらの取組の他、道徳教育・人権教育・「潤いの時間」「人間関係プログラム」・特別支援教育等、教育活動全体を通し、心豊かな児童の育成に努めている。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけあい」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、児童が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断していく。

また、いじめの認知は個人で行わず本委員会で話し合い、被害児童に寄り添いながら決定していく。

いじめの解消については、単に謝罪をもって解消とすることなく、3か月以上いじめに係る行為がないこと、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを被害児童本人及び保護者と面談し、確認がとれた段階でいじめの解消とする。

IV 組織

1 学校いじめ防止対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1） 目 的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うため、常設の「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

（2） 構成員

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・生徒指導部員・教育相談主任・養護教諭・担任・学校運営協議会委員・民生児童委員・スクールカウンセラー・さわやか相談員・PTA会長・PTA幹事

※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者など構成員以外の専門機関を招集し、対応する。

※いじめの早期発見およびいじめへの速やかな対応を行うため、校長・教頭・教務担当、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、担任にて対応することもある。また、必要に応じて生徒指導部員も参加することもある。

（3） 開 催

定例会（学期1回）、臨時会（必要に応じて）

（4） 内 容

学校いじめ防止対策委員会は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・以下のVにある取組を行い、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見】

- ・いじめの早期発見のため、相談、通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集・記録・共有を行う。
- ・事実関係の聴取を行い、いじめであるか否かの判断を行う。
- ・被害児童への支援や加害児童への指導、対応方針の決定と保護者との連携などを実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・いじめ防止に係る研修を年3回行う。
- ・和土小学校いじめ防止プログラムの実行・検証・修正を行う。

2 子どもいじめ防止対策委員会

(1) 目 的

児童が主体的にいじめの問題に対応するために、児童の視点から、いじめ防止に係る、自主的活動の計画作成および実施の中心的な役割を行う。

(2) 構成員

児童会（代表委員長・副委員長・書記・第3～6学年代表委員）

(3) 開 催

定例会（6月、12月）、臨時会（必要に応じて）

(4) 内 容

①いじめ撲滅スローガンの作成

②縦割り活動の振り返り

③その他

V いじめの未然防止

次のような取組を行い、いじめを起こさない、いじめを許さない環境づくりを行う。

1 道徳教育の充実

(1) 目標・・・豊かな心を持ち、進んで実践する子どもを育てる。

(2) 内容・・・道徳教育の全体計画のもと、特別の教科道徳、各教科、特別活動、生徒指導、その他の教育活動における道徳教育の重点を定め、教育活動全体をとおして、道徳教育の推進を図る。

2 人権教育の充実

(1) 目標・・・人権意識の高揚を図り、人権の意義・内容や重要性について理解し、様々な人権問題を解決しようとする児童を育成する。

(2) 内容・・・人権教育の全体計画のもと、特別の教科道徳、各教科、特別活動、生徒指導、その他の教育活動における人権教育の重点を定め、教育活動全体をとおして、人権教育の推進を図る。

3 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

(1) ねらい・・・いじめの問題について考え、いじめが起きない集団や学校を作ろうとする意識を高め、児童の豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。

(2) 内 容・・・全校朝会で、関連した講話をする。児童会が中心となって、学校のスローガンを作り、全児童へ発表する。いじめ撲滅に向けた学級スローガンを作る。

(3) 実施時期・・・毎年6月（状況に応じて変更）

4 「人間関係プログラム」を通して

- (1) ねらい・・・全体計画のもと、「人間関係プログラム」の活動を通して、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 内 容・・・授業を通して、人と関わる際に必要となるスキルを身につける。教育活動全体を通して、それらのスキルの定着を図る。また、「人間関係プログラムに係る調査」の結果を活用し。児童一人一人の支援や集団への働きかけを組織的に行う。
- (3) 実施時期等・・・3年～6年、各学期それぞれ3時間、年間9時間実施する。

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- (1) ねらい・・・悩みやストレスへの対処法、友人との好ましい関係づくりや助け合いのスキルを学ぶ
- (2) 内 容・・・第1学年「困ったときは言ってみよう」
第2学年「困っている友達の力になろう」
第3学年「いやな気持ちを伝えよう」
第4学年「友達の助けになろう」
第5学年「悩みと上手につき合おう」
第6学年「友達のよい相談相手になろう」。
- (3) 実施時期・・・第1，2学年は2学期、第3学年以上は1学期

6 メディアリテラシー教育を通して

- (1) ねらい・・・社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考えさせるとともに、望ましい情報社会の創造に参画しようとする主体的な態度を育てる。
- (2) 内 容・・・情報発信の仕方、正しいメールの書き方、著作物の正しい取扱い、情報に対する正しい判断、情報の有効な活用、ネット上のいじめについて等
- (3) 実施時期・・・各教科等の指導計画に合わせて、適時適切に実施する。

7 和土小スマイルプロジェクトの取組

- (1) ねらい・・・アンケート、個別面談、学習と生活のスタンダードの3つの取組を通して、いじめの未然防止、生命尊重教育の推進を図る。
- (2) 内容
 - ①毎月、学校独自のアンケート（スマイルアンケート）を行い、児童の悩みやストレス、いじめの把握等をする。
 - ②4、6、9、11、1、3月の原則月曜日から金曜日まで、掃除、昼休みの時間を利用して、全児童との個別面談（スマイルウィーク）を行う。（その他の月に関しては、スマイルアンケートの結果やクラスの様子から児童を選び面談を行う。）
 - ③1日の生活や学習について、教職員で共通して指導ができるように、和土小のスマイル

ステップスを定めている。

8 心のホッとコーナー

- (1) ねらい・・・お互いのよいところを見つめあうことで、やさしい心を育てる。
- (2) 内 容・・・児童一人一人が、自分や友達のよいところ、頑張っているところ、学校の素敵なところを書き、掲示する。
- (3) 実施時期・・・各学期に1回、道徳の授業内で行う。

9 縦割り活動の充実

- (1) ねらい・・・異学年との交流を通して、それぞれの学年相互の助け合いや年齢に応じた役割を経験させる。
- (2) 内 容・・・縦割り清掃。年2回の縦割りグループ集会。
- (3) 実施時期・・・縦割り集会1（1年生と仲良くする会）4月
縦割り集会2（全校で遊ぼう会）12月

10 伝え合い活動の充実

- (1) ねらい・・・学級内での授業中の伝え合いを通して、お互いの話をよく聴く態度や意見を尊重する心を育てる。
- (2) 内 容・・・全教科の授業中。ペア、グループ、全体での伝え合い活動時。
- (3) 実施時期・・・各教科等の指導計画に合わせて、適時適切に実施する。

11 家庭との連携

- (1) ねらい・・・学校と家庭で連携することにより、児童の生活・学習習慣を把握できるようにする。
- (2) 内 容・・・1日の学校生活の様子を、保護者に伝える機会を設ける。「音読カード」の「1日の振り返り」に、保護者が確認の印をつける。児童の様子で気になることがある際には、連絡帳・電話連絡・教育相談などで、相談を受ける。
- (3) 実施時期・・・音読の宿題の時。（原則毎日。）

12 児童会の活動

- (1) ねらい・・・児童会の児童が全体にいじめ防止を訴えることで、より自分自身の問題としてとらえられるようにする。
- (2) 内 容・・・いじめ防止会議で話し合ったスローガンの掲示等。
- (3) 実施時期・・・9月

Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

- （１）登校した児童を教室で迎え、声をかける。
- （２）健康観察で、呼名しながら、顔色や声など観察する。
- （３）授業中の机間指導で、必要に応じて、声をかける。
- （４）休み時間の様子を観察する。必要に応じて、一緒に遊ぶ。
- （５）給食中、児童の様子をよく観察する。
- （６）清掃場所を回りながら、観察する。
- （７）必要に応じて、個別に話をする。

2 「心と生活のアンケート」「スマイルアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- 毎月アンケートを行うことで、悩みやストレスを抱えている児童やいじめの早期発見をする。結果をもとに、必要に応じて「スマイルタイム」に個別面談を行う。
- 毎学期の始めと終わりの時期に「スマイルウィーク」を設け、児童全員と個別に面談を行う。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- 児童に対するスマイルアンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

4 教育相談週間（日）の実施

- 毎月第４金曜日に保護者対象に実施する。面談者は、管理職、担任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー等とする。

5 保護者アンケートの実施

- 毎年、１１月に学校評価の一環として、保護者にアンケートを実施する。結果については、学校運営協議会で報告するとともに、保護者へ公開する。

6 地域からの情報収集

- 毎年７月に、民生委員児童委員連絡協議会を開催し、広く地域からの情報収集と、情報共有を行う。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まないよう「児童生徒の心のサポート手引き いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ防止対策委員会を開催する。

- 教頭は、校長を補佐し、各担当への指示を出し、情報を集め、校長に報告する。
- 主幹教諭は、校長、教頭を補佐し、各担当の状態を確認し、情報を集める。
- 学年主任は、事実確認のため、情報収集を行う。該当学年の教員への情報共有を行う。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
- 教育相談主任は、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童のケアについて方針を検討する。関係機関との連携の窓口となる。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に発達障害が要因として考えられないか情報収集を行う。
- 養護教諭は、生命・心身への重大な被害について情報を集め、報告をする。また、被害の状態により、医療機関との連携を図る。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童のカウンセリングを行う。
- 保護者は、家庭において子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見、またはいじめの疑いを認めた場合は、学校等に連絡する。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂、文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対処を行う。

ア) いじめ防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。

※ 重大ないじめ事案等については、教育委員会と相談の上、警察への相談・通報も行う。また、学校と警察が日常的に情報共有や相談を行う体制も構築していく。

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ防止対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ防止対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底を行う。
- (2) 各種アンケートの結果・考察を情報共有する。

2 校内研修

- (1) 「分かる授業を進めること」・・・全ての児童が生き生きと学ぶ授業改善を行うことで、自信を深め、自己肯定感を高めることにつながる。このことは、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながる。
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修・・・さわやか相談員、スクールカウンセラー等専門的な立場の職員から、児童理解の手法やテクニックを学ぶ研修会を年1回開催する。
- (3) 情報モラル研修・・・インターネット・メール・SNS等を利用した「いじめ」の存在を意識し、現在問題となっている最新の情報を得る機会を作る。「スマートフォン・タブレット安全教室」を開催し、児童と保護者が共に学ぶ機会を作る。

X PDCAサイクル

- 1 保護者へのアンケートによる、取組の検証
 - ・ 年間随時 : 体罰暴言等不適切な指導に関する調査
 - ・ 11月 : 学校評価アンケート
- 2 児童へのアンケートによる、取組の検証
 - ・ 5月、11月 : 学びの指標のアンケート
 - ・ 11月 : 学校評価アンケート
 - ・ 毎月 : スマイルアンケート
- 3 いじめの問題に関する校内研修
 - ・ 4月 4日 : 学校いじめ防止基本方針に係る研修
 - ・ 8月 : 生徒指導伝達研修
 - ・ 12月 : いじめ事例研修
 - ・ 2月 : 学校いじめ防止基本方針の見直し

XI 再発防止に向けて

- 1 情報の共有
 - (1) いじめ事案、その他心配な児童については、次年度の学級編成資料や引継ぎ資料を作成する。
 - (2) 加害・被害の家庭と連携し、いじめ解消に向けて対応する。家庭と細かく情報を共有し、指導の方向性等を確認する。
- 2 指導の徹底
 - (1) いじめに対して、いじめは許さない毅然とした態度で臨み、いじめの解消、いじめの再発防止に向け、対応する。